（金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　役員の履歴書

二　役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

三　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十七条の三第一項の認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

四　役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

第二十二条第四号を次のように改める。

四　役員の履歴書

第二十二条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

六　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の九第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号を次のように改める。

四　役員に関する次に掲げる書類

イ　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第八十一条第一項の免許申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

第三十条第二項第六号を次のように改める。

六　組織変更後株式会社金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

イ　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百一条の十七第二項の組織変更認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

第三十一条第一項第三号を次のように改める。

三　役員に関する次に掲げる書類

イ　履歴書

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百二条の十五第一項の認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

第五十七条第二項第一号ロ中(2)及び(3)を次のように改める。

(2)　取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

(i)　履歴書

(ii)　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(iii)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3)

(i)　履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(ii)　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(iii)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

第五十七条第二項第二号ロ中(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

(i)　履歴書

(ii)　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(iii)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(2)

(i)　履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(ii)　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(iii)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv)　法第八十二条第二項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

第九十五条第二項第六号を次のように改める。

六　吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

イ　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面